芦 屋 大 学 芦屋学園短期大学

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名	正を受けている字?	芦屋ブ		—————————————————————————————————————	学	校法人	芦屋学	恒
	 部・学科等の名称		6免許状の	免許状取得状況 • 就職状況				
学部	学科等	· 入学 定員	種類・認定 免許状の種類	年度 認定年度	卒業者数			教員 就職者数
	教育学科		中一種免(社会)	昭和40年度		実数	個別 2人	
学部		70人	中一種免(職業指導) 中一種免(保健体育) 高一種免(地理歴史) 高一種免(公民) 高一種免(職業指導) 高一種免(保健体育)	昭和40年度 平成21年度 平成3年度 平成3年度 昭和40年度 平成21年度	6人	4人	人 1人 2人 2人 人 2人	0人
	国際コミュニケーション 教育科	20人	中一種免(英語) 高一種免(英語)	昭和47年度 昭和47年度	13人	2人	2人 2人	人0
	児童教育学科	40人	幼一種免 小一種免 特支一種免(知·肢·病)	昭和48年度 昭和48年度 平成23年度	28人	19人	7人 15人 人	5人
経営教育 学部	経営教育学科	120人	中一種免(職業指導) 中一種免(技術) 高一種免(職業指導) 高一種免(情報)	昭和41年度 昭和55年度 昭和41年度 平成13年度	19人	1人	人 1人 人	1人
入学定員合計 250人				合計	66人	26人	36人	6 ا
大学名 芦屋学園短				設置者名	学校法人 芦屋学園			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の 種類・認定年度		免許状取得状況·就職状況 (平成23年度) 免許状			
学部	学科等	入学 定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数		件状 者数 個別	教員 就職者数
	幼児教育学科	50人	幼二種免	昭和43年度	27人	26人	26人	4人
入学定員合計 50人			合計		26人	26人	4人	
備考			欄は、平成23年4月1日 実数」欄は各学科等の実			内の教	職課程	ごとの人

教職課程実地視察大学に対する講評

実 地 視 察 日:平成24年7月13日(金) 実地視察大学:芦屋大学・芦屋短期大学 実地視察委員:野村新委員、八尾坂修委員

【全般的事項】

- 〇学術の中心である大学において教員養成を行っていながら、教育課程の編成方針や 授業内容及び授業方法の改善等に向けて、全学的な組織のもと、積極的な検討がな されているとは認められなかった。
- 〇また、教育課程についても、「2.」で指摘しているように、教育職員免許法施行規 則及び教職課程認定基準を十分に満たしているとは認められない。

【個別事項】

- 1. 教職課程の実施・指導体制(全学組織等)
 - ○「教職委員会」という教職課程に係る全学組織を形式上は設置しているが、実地視察当日における教職課程に係る説明及び質疑応答も、事務職員が中心となって対応 をするなど、事実上、事務職員のみで教職課程の運用を行い、専任教員が教職課程 の充実に向けて積極的な議論を行っているようには全く見受けられなかった。

大学は学術の中心であり、専任教員は、大学における教育研究に従事する者(大学設置基準第12条第2項)であることに鑑み、教育課程の編成、教職指導等を含めた教職課程の運営については、専任教員によって構成される教職委員会を中心として検討を行うことができるよう、教職委員会の組織体制の見直しを図ること。

- 2. 教育課程(教職に関する科目及び教科に関する科目)、履修方法及びシラバスの状況
 - ○教職に関する科目について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、シラバスにおいて「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確にわかるようにすること。
 - ○教職課程は、教員免許状という資格を授与する課程であることに鑑み、授業内容の扱いについて、個々の教員に完全に委ねるのではなく、教職委員会で決められた教育課程の編成方針のもと、その内容の検討・点検ができるような体制・仕組みを構築するようにすること。

○教職課程に係る専任教員の半数が実務家教員であるが、教育課程の編成にあたっては、教育職員免許法施行規則を踏まえた上で、研究者教員と実務家教員のそれぞれの専門性・得意分野を、体系的・戦略的に組み合わせた教育課程・教育内容となるようにすること。

3. 教育実習の取組状況

- 〇教育実習の履修に際して、事前に学生の能力や適正、意欲を確認するための試験を 実施するなど、教職を志す者が教育実習を受講することができるような工夫がなさ れている。
- 〇また、学生が、やむをえず母校実習を行う場合は、大学が、実習校と連携し、教育 実習に関わる指導体制を構築するとともに、実習校に対して、事前に、大学として の教職指導方針について説明を行うなど、公正な評価となるよう努めること。
- 〇地元教育委員会との連携を深め、教職を志す学生が学校現場を経験することが出来 る機会を増やすとともに、教育実習先についても、大学として責任をもって確保で きるようにすること。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

〇教育学部教育学科、国際コミュニケーション教育科、経営教育学部経営教育学科に おいては、学科等の名称に「教育」を冠しておきながら、継続して、教員就職者(臨 時的任用者を含む。)が全くいない又は極めて少ない。

また、教職課程を履修する学生に対して、4年間を通じて何をどのように学修させるのか、また、そのための適切な教職指導が受けられているのかについて、履修カルテの有効性を含め確認ができなかった。

教職委員会を中心に、教職課程における履修指導、学科における学位を取得するための専門科目に関する履修指導、そして教育課程外で行われる指導を有機的に統合させた教職指導を行うことができるよう、教職指導体制の整備を図ること。

- 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況(学校現場体験・学校支援ボランティア 活動等の取組状況)
 - 〇今後、教育委員会・学校と教員養成を担う大学との連携・協働による教員の資質能力の高度化が求められていることを踏まえ、地元教育委員会・学校との定期的な情報共有のみならず、学生を積極的に学校ボランティア等に送り出すなど、大学側から地元教育委員会・学校に対し働きかけを行い、更なる連携・協働を図るように努めること。

6. 施設・設備(図書を含む。)の状況

- ○今後、教科書を含めた教職関連の図書の整備を進めるよう努めること。
- 〇幼稚園教員や小学校教員の養成を行なっておきながら、理科室や調理室が整備されていなかった。小学校教員は、全教科を担任することも踏まえ、教員養成の段階で、 最低限の知識及び技能が担保されるよう、理科室及び調理室を整備すること。

7. その他特記事項

〇特になし